

事前評価調書

I 事業概要																													
事業名	交通安全対策事業（交差点改良事業）																												
地区名	一般県道生 ^{おいだいらこうたせん} 平 ^{まいぎちよう} 幸田線（舞木町工区）																												
事業箇所	岡崎 ^{おかざき} 市 ^{しまいぎちよう} 舞木町地内																												
事業のあらまし	<p>一般県道生平幸田線は、岡崎市生^{おいだいらちよう}平^{こうたちよう}町から幸田町へ至る路線であり、幸田町と国道1号を接続する。当該交差点は、国道1号との交差点であり、幸田町方面から流入する右折車両が多いにも関わらず、右折車線がなく直進車両の走行を阻害しているほか、死傷事故の発生も多い状況にある。</p> <p>これらのことから、交差点改良を行うことにより、交通円滑化及び交通事故の削減を図るものである。</p>																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①交通円滑化 ②交通事故の削減</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <p>—</p>																												
事業費	事業費	内訳																											
	0.9億円	■工事費 0.4億円、■用補費 0.4億円、■その他 0.1億円																											
事業期間	採択予定年度	2025年度	着工予定年度	2025年度	完成予定年度	2026年度																							
事業内容	交差点改良 L=150m、幅員 15.0m																												
II 評価																													
①事業の必要性	1) 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 事業箇所は右折車線がなく、右折待ち車両による渋滞が発生している。また、付近には小学校があり、当該交差点は通学路にも指定されていることから、早期に交差点改良を行う必要がある。 																											
	判定	A	<p>Ⓐ： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学路に指定されていることから、安全性の確保が必要であるため。 																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2" style="text-align: left;">←→</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td colspan="2" style="text-align: left;">←→</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td style="text-align: left;">←→</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td>0.9</td> <td></td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table>					年度		2025	2026	計	工種区分	調査・設計	←→		0.1	用地補償	←→		0.4	工事		←→	0.4	事業費（億円）		0.9		0.9
	年度		2025	2026	計																								
工種区分	調査・設計	←→		0.1																									
	用地補償	←→		0.4																									
	工事		←→	0.4																									
事業費（億円）		0.9		0.9																									
2) 地元の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> 地元から強い要望があり、事業の実施について地元の合意形成がなされている。 																												

判定	A	㊤: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】 ・円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できるため。	
Ⅲ 対応方針		
事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 ・事業箇所における交通円滑化の状況 ・交通事故の発生状況の変化		